公安委告示

警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施………………九

岩国都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) ....... 下関都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………………八 保安林予定森林(四件)

(森林整備課) ......五

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

山

下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) ……………………八 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)…………………七 道路の区域の変更(道路整備課)…………………………………………………………………七

:七

口

公公告

○告示

目

次



令和元年 10月4日 (金曜日)

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供す 評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十月四日から同月二十四日までの間、 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前く特定施設の設置の許可の申請カま・ナル

令和元年十月四日

申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事

村 岡 嗣 政

氏名又は名称

東洋鋼鈑株式会社

東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

工場又は事業場の名称及び所在地

称 東洋鋼鈑株式会社下松事業所

 $\equiv$ 特定施設に関する事項

所在地

下松市大字東豊井一三〇二番地の一

(環境政策課) ………三

(環境政策課) ………一

種類、構造及び使用時間間隔等

十六号	備考 「六	"	<u> </u>	種類	
.)	「六六一とは、水質汚	1100	二、九〇〇	能(t/月力	構
をいう。	水質汚蜀坊上去施行令		令 一和 一元、	年 子 月 月 日 定 手	
		令和二、 三〇	令和二、 二〇	年予工事 月 日定成	造
Ī	(昭和四十六年政令第百八十八号)	令和二、一	令和 七、 一	年予使 月 月 日定始	
1	<b></b> 帮百八十八	"	連続	間 使 用 時間	使田
	号)引表第一	"	二四時間	時 り 一 使 当 間 用 た	用の方
- - - - -	カー第六	"	変動なし	動季 の 概 要	法

### 山口県告示第百七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

山

 $\Box$ 

(定期)

化 学 水

0)

遊汚

mg質| 染 

窒状

態

値

汚

€素 0)

()	
□ 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水	
等の量	

_			Ý	7	측	0	ž	1	¥	ł	前	Ti	C	1		<u></u>	ĵ ( ) - I	í	) (31/
種類	水素	イオ	(水素指数)	化学	的酸素要		浮遊	物	(mg 質 ℓ 量	窒		mg	/ ℓ素 ——		燐% mg	$\stackrel{\ell}{\ell}$	汚水等の一日当たりの量(m)	上当たり	f m
	通	常最		通	常最	大	通	常最		通	常	最		通常	最	大	通常	最	大
六六		五. · 五.	二· 九 <i>ì</i> 五	<i>/</i> <b>L</b> ( <i>I</i> L	五	<u> </u>		<u></u>	1110	 検 出	せず	検出	ぜず	検出せず	 検 出	せず	一、五〇〇		一、八〇〇
"		八		0 (	"	"		"	"		- 0		一 五	"	"		八00	Ŏ	1,000
備考(一の表の	の備考は	は、この表	気について準	年用する。															
一種類、舞四 汚水等の畑	構造及び 処理施設	使 に	開時間間隔等関する事項																
種	類	構	造	能	の m³ / 日力	処	理の方と	式	間使 用 時	隔間	の一 使日 用当	時た間り	概季節的	概の変動の要の	年 月 日	予日定	年 月 日		年 月 日
還元処理な	施設	コンクリ	リート製		五〇、〇〇	還		元 連	Α.	続二	四	時間	変動	なし	È				元 文 /
施設 中和·凝集沈殿処理	処理	"			八〇、〇〇	中和	・凝集沈殿	殿	·	"			"		E				
二 処理施設	改によっ	る処理前	及び処理	後の汚水	処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量	小態の値!	並びに活	水等	の 量										
			汚	水	等		の	汚	染	状		能	の	値			ラ ( )	自	31
種	類	項目	水素イオ	(水素指数)	化学的酸	一主	)軍	遊 <sub>(</sub> 物	(mg / 質 量	mg鉱 /油	<ul><li>ℓ 類</li><li>窒</li></ul>		(mg / ℓ 素		燐%  mg	(e)	汚水等の一日当たりの量 (m)	当たりの	い量 (m)
			通常	最大	通常	最	大通	常	最大	最	大通	常	最	大 通	常最	大	通常	最	大
元 元 里 た	<b></b>	処理前	三	三 二.			<u>-</u>	=======================================	五六	検出せず	ず	六・三	九.八	五・三	三一〇・四		三七、一二九		四三、四二七
5 5	Ē	処理後	"	"	"	"	<i>"</i>	110	五一	"		"	"	"	"		"		"
中和·凝集沈殿処理	処理	処理前	六	_ 〇 · 元)=	_	九	八八	一〇六	1104		三九	四 · 六	六	九四・	<u>四</u> 一 〇	=	五五、九五四	四	六六、五五七
		処理後	七 · 五	九≀五	<u> </u>		八	0	==0		五.	"	"	二,则	四 五 五 五	五 · 七	"		"

No. 3	No. 2	No. 1		排	
排	排	排			
水	水	水		水	
口	口	口		口	
"	"	七 五 五	通常	水素イオン	排
"	八~七	九≀五	最大区	指濃 度	出
"			通常最	化学的酸素	水
"	=	一八八	大	要求量	0)
"	_		通常	浮遊	汚
,			最	物質	染
"	五	<u></u>	大	<b>ℓ</b> 量	
"	検出せず	五.	最大	(mg鉱油 / ℓ)	状
"	検出せず	四、六	通常	窒	能
"	検出せず		最大	(mg/ℓ)素	0)
"	検出せず	六・九 二・四五	通常	ne h	値
"	検出せず	五・七	最大	燐(mg/ℓ)	
1,000	0	五五、九五四	通常	 	# 1 3
一、五〇〇	1,000	六六、五五七	最大	当たりの量(m)	

## 更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

### 山口県告示第百七十九号

る。

一つく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示すがく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

覧に供する。の間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦の間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十月四日から同月二十四日まで当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

令和元年十月四日

山

口

山口県知事 村 岡 嗣

政

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東洋鋼鈑株式会社

こぼくは耳を持つらぶんだ 行正也 所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

工場又は事業場の名称及び所在地

4 称 東洋鋼鈑株式会社下松事業所

所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一

特定施設の種類

気めっき施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の電

変更しようとする事項の内容

几

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変

Щ

県

 $\Box$ 

(\_\_\_\_)

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

(定期)

		ラ タ 五 カ	景元 心 里 施 设			種類	
 処 理 前	夕 王 名	<u>儿</u> 里	1	 処 理 前		項	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		目	
六	,,	"	"	111	通常	小素イ	
0	"	"	"	Ξ Ξ	最大	水素イオン濃度	汚
				八八三	通	化学的	水
0	Ξ	五.	三三	五.	常最	化学的酸素要求量	等
0	110	11111		=======================================	大通	€) 浮	の
	"	<u>-</u> 10	"	=======================================	常最	遊物頭	汚
二〇六	"	五.	"	五六	大	(mg質 量	染
三九	"	"	"	検出せず	最大	(mg鉱油 ℓ )	状
四	六・三		六 三		通常	窒	
五 六 · 八	二 九 · 八	九・四	二 九 ·八	九・四	最	mg / e 素	能
					大通	○ 糸 ————————————————————————————————————	の
	= = =		= -	= -	常最	燐%   mg	値
0	· 四 一	0 · <u>=</u>	· 四	0 = -	大通	mg (e) 汗	ĵ
土、二九	二七、一一	五・二 一〇・三 三八、四六九	二七、二	三八、四六		対等の - 1	)
五七、二九四 六八、二一七	五·三 一〇·四 三七、一二九 四三、四二七	九四五、	五・三 一〇・四 三七、一二九 四三、四二七	五・二 一〇・三 三八、四六九 四五、〇八七	常最	汚水等の一 日当たりの量(m)	1 1 1
、二十七	四二七	四五、〇八七	、四二七	、〇八七	大	量 (m)	31

	備考										種	
	「六六		"	-1 D	ᄕ	,	<b>"</b>	<u> </u>	./ ./ ./		類	
	」 及び「·	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		項目	
	「六六」及び「七四」とは、水	"	七 五	"	111	"	六	"	五 · 五	通常	水素イオ	
	質汚濁防止法	"	九~五	"	三二八三	"	八~二	"	二 九 \ 五	最大	(水素指数)	汚
	水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の電気めっき施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。		"		五五	"		五.	<u> </u>	通常最	化学的酸素	水等
	一第六十六号	八	一 九	110	1 [11]	"	"	<u> </u>	三五	大通	( 雪/ 化)	0
	の電気めっ	″	<u> </u>	"	110	"	三五	"	110	常	浮遊物	汚
-	き施設及び	"	0 11	"	五一	"	五〇	"	1110	最大	(mg/ℓ) 量	染
	同表第七十四	四·六	四 · 五.	大・三	六	検出せず	五 · 五	"	検出せず	通常	窒	状態
	号の特定事業	六	六、八		九・四	検出せず	<u>-1</u>	"	検出せず	最大	(mg/ / を 素	<b>の</b>
	場から排出さ	二.四五		五、三	五二	"	〇 · 五	"	検出せず	通常		値
	れる水の処理	五・七	五・六	一 一 〇 ・ 四	1 0 . 111	"	4	"	検出せず	最大	燐% (mg / ℓ)	
	施設をいう。	五五、九五四	五七、二九四	三七、一二九	三三八、四六九	"	1,1100	一、八〇〇	五、三四〇	通常	活水等の一日	j ( )
		六六、五五七	六八、二一七	四三、四二七	四五、〇八七	"	一、五〇〇	11, 000	六、三四〇	最大	汚水等の一日当たりの量 (m)	)

報

理施設 中和·凝集沈殿処 処理後 変更後 変更後 変更前 七.五 九~五  $\equiv$  $\equiv$ 九 二八 八 九 0 == Ŧī. 四 <u>六</u> 四 四 · 六 Ŧī. 六・九 六・九 六・八 二、四五 四 · 四 二 . 四 一〇・三 五五、九五四 五.七 五 : 六 五五 五七、 二九四 九五四 六六、 六六、五五七 六八、二二七 五五七

五. 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

	П		県		報		(;	定期	)	
	No	. 3	No	. 2	No	. 1		排		
	持	l‡	1	非	1	非		371		
	기	k	 	k	7.	k		水		
	Γ	]	[		[					
	変	変	変	変	変	変		項		
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		目		
	"	"	"	"	"	七五五	通常	水 素 (	排	
							最	(水素指数)	<b>1</b> 71	
	"	"	"	八~七	"	九~五	大通		出	
	"	"	,,				通常	化学的酸素要求量	t.	
		"	7				最	(mg 素要	水	
	"	"	"		八	九	大	√求量	の	
							通	浮		
	"	"	"		"	0	常	遊 <sub>(</sub> 物	汚	
					″	_	最	(mg/ℓ)		
	"	"	"	五		三〇	大		染	_
	"	"	"	検出せず	"	五	最大	(mg鉱油類 ℓ)		
	"	"	"				通	窒	状	
				検出せず	四 · 六	四 · 五	常		fale	
	"	"	"	検出			最	mg	態	
				検出せず	介 九	六.八	大	<b>ℓ</b> 素		
	"	"	"	検出せず	六・九 二・四五	=	通		0)	
				せず	四 五	二	常	燐%	41.	
	"	"	"	検出せず	五.	五	最	mg	値	
				ぜず	五 · 七	五六	大	$\stackrel{\ell}{\underline{\hspace{1cm}}}$		
					<i>T</i>		通	排	ŧ	
	"				五五	五七、二九四		出水の	; ;	
		, 000	,		九 五 四	二九	常	- 日	<u>.</u> [	
			"	0	<u> / i </u>		最	当 た h	i	
	"		"		六六、	六八		排出水の一日当たりの量 (m)	) <u>t</u>	
		五〇〇		, 000	六六、五五七	六八、二一七	大	m	3	
- 1										1

#### 山口県告示第百八十号

山

П

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。 害物質によって汚染されており、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

令和元年十月四日

形質変更時要届出区域

下松市大字東豊井字宮ノ洲浜七五六の一の一部及び七六六の五の一部

特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

山口県知事 村 岡 嗣 政

保安林予定森林の所在場所

山口県知事

村

岡

嗣

政

二 指定の目的 ○、一○六四一の一、一○六四一の二、一○六四二から一○六四四まで、一○六四八 奥一〇六二九、一〇六三〇、一〇六三二から一〇六三七まで、字野地ケ迫一〇六四 三八の一、字野地一〇一八から一〇二二まで、一〇二四の二、一〇六三八、字佐古ノ 岩国市錦町大野字東九六九、九七〇、一〇〇九、一〇六二七、一〇六二八、一〇六

#### 山口県告示第百八十一号

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

令和元年十月四日

五.

土砂の流出の防備

- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。 字東一〇〇九・一〇六二七・一〇六二八・一〇六三八の一・字野地一〇一九
- 一〇六三八(以上六筆について次の図に示す部分に限る。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

#### 山口県告示第百八十二号

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣

令和元年十月四日

П

山口県知事 村 岡 嗣 政

保安林予定森林の所在場所

山

二、一一五五三、一一五五五から一一五五九まで、一一七一四、一一七一六 岩国市天尾字深谷一一五四五、一一五四七、一一五四九、一一五五〇、一一五五

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 岩国市森林整備計画で定める標準
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする

市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国

#### 山口県告示第百八十三号

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

令和元年十月四日

山口県知事

村

畄

嗣 政

保安林予定森林の所在場所

五の三 二、字黒岩一〇三一三、字野峠一〇三四一の一、字天狗岩一〇七一五の一、一〇七一 一から一〇二五五の三まで、字すもし一〇三一一の一、一〇三一一の三、一〇三一 防府市大字久兼字仏峠一〇二一〇の三七、一〇二一〇の五一、字向山一〇二五五の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、防府市森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市産業振興部農林水産振興課に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び防府

#### 山口県告示第百八十四号

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣

令和元年十月四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

保安林予定森林の所在場所

(次の図に示す部分に限る。)、一〇一六五、一〇一六六 岩国市関戸字峰薮四七四、 一一八九、一二〇五、一二〇六、御庄字大迫口二五四

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

五・一〇一六六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。 字峰薮四七四(次の図に示す部分に限る。)、字大迫口二五四一、一〇一六

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

#### 山口県告示第百八十五号

山

口

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和元年十月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において

令和元年十月四日

路 道路の種類 線 名 陶湯田線

道路の区域

村 岡 嗣 政

山口県知事

区 間 旧新別 (メートル) 私地の幅員 (メートル) 延 長

考

同市陶 同字三一四三の一地先までら ら 山口市陶字峠下三一五四の六地先か 旧 新 最最 広狭 最最 広狭 一 一七 ○五 一 八九 ・・ 八七・〇 八七・〇 備

#### 山口県告示第百八十六号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する

令和元年十月四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

下松市大字東豊井字百田四二八の二五	地名及び番地
六・〇	(メートル)
三四	(メートル)
令和九、 九、 一〇	指定年月日



# (一二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

元年五月十七日山口県公告(九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から 意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、

課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、令和元年十月四日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政

令和元年十月四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地 称 アルク長府中土居店

名

#### 号 44

特に配慮を求める事項はない。

意見の概要

下関市長府中土居本町五九〇

<u>二</u>八 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

る同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第 項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用す 下関市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

令和元年十月四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

下関都市計画用途地域 都市計画の種類及び名称

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

県

### (一二九) 下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

口

用する同法第二十条第二項の規定に基づき、 条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、 る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四 下関市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま 同法第二十一条第二項において準

山

令和元年十月四日

- 都市計画の種類及び名称 下関都市計画特別用途地区

山口県土木建築部都市計画課

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県知事 村 岡 嗣 政

## (一三〇) 下関都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

る同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第 項に規定する図書の写しの送付があったので、 下関市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 同法第二十一条第二項において準用す

令和元年十月四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

都市計画の種類及び名称

下関都市計画地区計画伊倉本町地区地区計画

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一二一) 岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

る同法第二十条第二項の規定に基づき、 る同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第 項に規定する図書の写しの送付があったので、 岩国市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 同法第二十一条第二項において準用す

令和元年十月四日

山口県知事

村

岡

嗣

政

都市計画の種類及び名称

岩国都市計画用途地域

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一三二) 岩国都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する 同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 る同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第 岩国市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

県

報

令和元年十月四

山口県知事

村

圌

嗣

政

都市計画の種類及び名称

都市計画の図書の写しの縦覧場所 岩国都市計画下水道岩国市公共下水道

山口県土木建築部都市計画課



## 山口県公安委員会告示第二十二号

ŋ, 警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号) 検定合格者審査を次のとおり実施する。 附則第五条の規定によ

令和元年十月四日

Ш  $\Box$ 県 公 安 委 員 会

審査を行う警備業務の種別及び級並びに審査の定員

種別及び級

口

級)、施設警備業務(二級)、交通誘導警備業務(一級)、交通誘導警備業務(二 空港保安警備業務(一級)、空港保安警備業務(二級)、施設警備業務  $\widehat{\phantom{a}}$ 

級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(一級)、核燃料物質等危険物運搬警備業

務(二級)、貴重品運搬警備業務(一級)及び貴重品運搬警備業務(二級)

定員 五十人 Щ

審査の日時及び場所

日時 令和元年十一月十三日(水曜日)の午前九時から正午まで

山口市滝町一番一号 山口県警察本部

審査の対象者

に規定する検定 「規則」という。) 附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。) 第一条第一項 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下 (以下「旧検定」という。) に合格した者 (次のいずれかに該当する

規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、 かつ、当該警備業務

に従事している期間が継続して一年以上である警備員

る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定す

継続して一年以上である者 ((一)に掲げる者を除く。)

審査の方法

几

学科試験及び実技試験により行うものとする

審査申請書の受付期間及び時間

Ŧī.

ら午後五時十五分まで 令和元年十月十五日 (火曜日)から同月十八日 (金曜日) までの午前八時三十分か

なお、受付期間内でも、 申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものと

六 審査申請書の提出先

山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者 山口県内の最寄りの警察署

山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けてい

者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署 山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその

提出書類

審査申請書 (規則附則別記様式によること。)

内の営業所に属することを疎明する書面 六の口に該当する者にあっては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県

2 撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 及び撮影年月日を記入すること。 (縦三センチメートル、 横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に 裏面には、

旧規則第八条の合格証の写し

審査手数料

収入証紙には、 四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この 消印をしないこと。

審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

〇八三-九三三-〇一一〇)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話 令和元年十月四日発行令和元年十月四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県市